

横浜市行政不服審査会答申  
(第48号)

平成30年7月18日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

「小児医療費受給資格喪失処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

## 2 事案概要

審査請求人は、横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人の子に係る医療費助成を受けていた。しかし、審査請求人の平成29年中の所得の金額が横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則（平成6年11月横浜市規則第112号。以下「規則」という。）で定める額を超過したとして、横浜市長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に対し、平成29年12月25日に、小児医療費受給資格喪失処分（以下「本件処分」という。）をした。これを不服として、審査請求人が本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、処分庁から本件処分を受けた際、規則第4条の4で定める所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額が原因で所得制限を超えた旨説明を受けた。
- (2) しかしながら、地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第31条第1項で規定する長期譲渡所得の金額から同法第35条第1項第1号で規定する控除される金額を控除したものである。  
したがって、本件処分につき、所得の金額が所得制限を超えることはな  
いため、本件処分は違法である。
- (3) 仮に、規則第4条の4の長期譲渡所得の金額が、地方税法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額ではなく、租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額で規定されていたのであれば、本件処分は処分庁の説明のとおりになる。

#### 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 地方税法附則第 34 条第 4 項にいう「長期譲渡所得の金額」とは、所得税法（昭和 22 年法律第 27 号）第 33 条第 3 項にいう譲渡所得の金額で同条第 4 項に定める特別控除額の控除をしないもの、すなわち、「所得税法第 33 条第 3 項第 2 号に掲げる所得につき、その年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額」をいう。

一方、この金額から更に審査請求人が主張するような地方税法附則第 34 条第 4 項の括弧書の控除処理をしたものについては、地方税法は「課税長期譲渡所得金額」と読み替え、「長期譲渡所得の金額」とは明確に区別しており、これは、租税特別措置法第 31 条第 1 項においても同様である。

地方税法附則第 4 条第 1 項第 1 号等では「長期譲渡所得の金額」とは、審査請求人が主張する括弧書による控除をする前の金額として扱っているものである。

- (2) 審査請求人が主張する上記控除処理したものは、地方税法において実際に所得割を課す対象として算出している「課税長期譲渡所得金額」であり、「長期譲渡所得の金額」とは異なる概念である。

規則第 4 条第 4 項は、「地方税法…附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と定め、「地方税法…附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額」との規定ではない。

- (3) 以上のとおり、本件処分は、地方税法附則第 34 条第 4 項に定める「課税長期譲渡所得金額」ではなく、「長期譲渡所得の金額」として計算した額が、規則第 4 条の 2 に定める額を超えていたために行っている。

したがって、本件処分は適法な処分であるから、本件審査請求には理由がない以上、棄却されるべきものである。

#### 5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 争点に対する判断」のとおりとしている。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 争点に対する判断」と同旨であり、次のとおりである。

- (1) 小児医療費の受給資格の有無の判断に当たって、規則第4条の4第1項で規定される「同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」について、租税特別措置法第35条第1項第1号の譲渡所得の特別控除が適用されるのか

ア 本件処分の適法性を検討するに当たっては、本件処分の前提となる条例及び規則が、租税法の規定を引用又は準用しているところ、同法の解釈に当たっては、同法は侵害規範であって、法的安定性が強く要請されるから、その解釈は原則として文理解釈によるのが適当であり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは適当でないと解される。

イ 地方税法附則第34条第4項は「市町村は、…前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第6項第3号の規定により読み替えて適用される第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第4項及び第5項並びに附則第34条の3第3項において「課税長期譲渡所得金額」という。）」と定めるところ、同項中において、「長期譲渡所得の金額」を定義した部分は見当たらない。

この点、同条第5項では、同条第4項の「長期譲渡所得の金額」を定義しているところ、「同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額あるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。」と定めている。

これらの規定によれば、地方税法附則第 34 条第 4 項の「長期譲渡所得の金額」とは、所得税法第 33 条第 3 項の特別控除をする前の譲渡金額と解される。

また、地方税法附則第 34 条第 4 項括弧書きによれば、租税特別措置法第 35 条第 1 項の規定に該当する場合についての定めがあるが、その場合の規定の仕方及び文言は、「これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項の規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額」などと、「長期譲渡所得」から更に特別控除された金額によることが定められているが、特別控除された金額それ自体を「長期譲渡所得の金額」とするとは定められてはいない。

ウ 地方税法附則第 34 条第 4 項には、「長期譲渡所得の金額」とは別に、「課税長期譲渡所得金額」が定められているところ、これは長期譲渡所得の金額から控除する額を控除した後の額を示すものであることは条項の規定から明らかであって、「次条第 4 項及び第 5 項並びに附則第 34 条の 3 第 3 項において」との文言があることから、次条以下で及ぶものであり、本件において適用がされるものとは解せられない。

仮に、規則第 4 条の 2 において、所得額の計算に当たり、長期譲渡所得の金額から特別控除後の金額により計算することを想定していたのであれば、規則中において、「長期譲渡所得の金額」ではなく「課税長期譲渡所得金額」と明記するはずであるところ、そのようには定められてはいない。

エ 以上述べたところによれば、規則第 4 条の 4 の「長期譲渡所得の金額」については、地方税法附則第 34 条第 4 項の括弧書き内にある租税特別措置法第 35 条第 1 項第 1 号の特別控除に関する規定は適用されないものであり、審査請求人の主張には理由はない。

## (2) 結語

以上のとおりであるから、本件処分は適法かつ妥当であって、審査請求人の主張には理由がない。

## (3) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

## (4) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成30年 2 月 16 日	・ 弁明書の提出依頼
平成30年 3 月 9 日	・ 弁明書の受理
平成30年 3 月 22 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 4 月 19 日	・ 反論書等の提出再依頼
平成30年 7 月 4 日	・ 審理手続の終結
平成30年 7 月 5 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 7 月 5 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 7 月 18 日	・ 調査審議